

日本の伝統的家族・擬似家族システムとしての イエの形成

阿 部 一

要 旨

日本の文化・社会の特性を理解する上で鍵となる「イエ」の成立と変遷の過程を、家族システムという観点から明らかにした。イエは、「職業と財産が直系的に継承される家族・擬似家族システム」と定義される。古代日本の母性優位の平等核家族に、7世紀末に中国から地位の直系継承の観念がもたらされ、9世紀には親族組織(ウヂ)による官業の直系継承が広がった。11世紀前半に摂関藤原氏の「道長—頼通」父子において、地位と結びついた私有財産が形成され、それが直系継承されることで、絶対核家族のイエが成立した。財産を伴うことで地位継承を安定化できるイエは、11世紀後半から12世紀代に天皇家・公家・武家、14世紀後半に有力農民層へと広まり、寒冷化が進行する中での生産性維持に適合的であるため小農民層にも普及した。その過程で、選択的な分割相続から単独相続へと移行する傾向が強まり、イエは、畿内を中心に隠居慣行を伴う父方・新居住の絶対核家族となった。さらにイエは、19世紀初頭の東北日本で直系家族が主流となった。これは、小氷期のピークがもたらした人口減少への対応として、二世代の夫婦が同居することで家族内の労働効率を最大化する方策であった。このような家族システムの変遷にもかかわらず、イエから母性優位性が失われることはなかった。

I はじめに

人間は孤立した個人としてではなく、一定の集団として自然とかがわりあうことで文化・社会を構築してきた。そのような集団のもっとも基本的な単位が家族である。そのため、家族の在り方は、家族の集合である社会や、その社会を支えている文化の在り方に密接に結びついている。したがって、日本の文化・社会の特性を明らかにする上で最も重要なのが、日本の伝統的な家族システムについての検討である。ここで家族システムとは、一定の規則に従って自らを再生産する「家族構造+家族成員」として定義される。

現代まで続く日本の伝統的な家族システムは、「イエ」である。イエは「家」と表記されるが、もともと「家」は家族システムを意味していたわけではない。歴史学者の吉田孝によれば、古代の史料に見られる「家」には、(A)ウヂと実質的には同じ意味での「家」、(B)親王・内親王および三位以上の貴族の公的な「家」、(C)家族のすまいを意味する一般的な「家」などがあった⁽¹⁾。そこで本稿では、議論の混乱を避けるために「イエ」という表記を用いる。このイエとはどのようなものかを明らかにすることが、日本の文化・社会を理解する上で鍵となる。

歴史社会学・家族社会学の知見によれば、イエとは以下のようなものである⁽²⁾。有賀喜左衛門

(1897～1979)は、イエの本質は経営体(家業・家産が維持される)であると考えた。鈴木榮太郎(1894～1966)は、イエを超代的に連続する直系家族(直系親族または嫡子によって単独相続される)とみなした。また、戸田貞三(1887～1955)は、イエを家長的家族(イエの継承者(継承予定者)が特権をもつ)と位置付けた。それをふまえた平井晶子によるイエの定義は、①世代をこえて永続するもの、②家業・家産を維持するもの、③単独相続されるもの(系譜の連続性を重視するもの、継承者に特権をあたえるもの)、④直系家族を希求するものとなる⁽³⁾。一方、社会人類学の知見を代表する中根千枝の『家族の構造』(1970年)によれば、イエとは直系家族である。その構造的特色は、家長が必ず特定の1人の息子(実子または養子)によってのみ継承されるところにある。そのため、イエの家族構成は1世代1夫婦が原則となる⁽⁴⁾。これらの知見を参考に、イエとは何かをまとめるならば、①永続性(イエは世代をこえて永続する)、②経営体的性格(イエは家業・家産を維持する)、③継承性(イエは単独相続される)、④1世代1夫婦の原則(直系家族志向)をもつものとなるだろう。この中で、最も本質的なものは③継承性である。継承されることにより、イエは①永続性をもつようになり、継承される対象が家業・家産であるからこそ、イエは②経営体的性格をもつ。また、1世代1夫婦の原則は核家族にもあてはまるため、イエは直系家族に限られるというわけではない。

継承性がイエの本質であるとした場合、継承されるものには地位・職業・財産がある。このうち、地位はもともと分割できないものであり、その継承は、ひとりの子への直系的継承という観念を生み出す意味はあっても、イエ成立の条件とはいえない。職業(専門職能)も、個人が従事するものであり、それが子へと譲られるだけでは、イエの形成を意味しない。しかし、家族の中でその職業に必要な能力を保持・強化し、子の世代に伝えることで、職業は「家伝の技芸」としての家業となる。この家業がもたらす財産が、個人ではなく家族の中で管理・運用されることで家産となり、家族の中で家業とともに次世代へと継承されるようになる。地位を伴う家業の継承者はひとりであるため、家産もそれにとまってひとりの子へと受け継がれる。これにより、家業とそれに結びついた家産を直系的に継承する経営体としての家族システムが形成される。それがイエである。

家産は家業が栄えることによって維持・増殖され、それによってイエが存続する。言い換えれば、イエが続くためには、家業の継続が図られなければならない。そのためには、家業を実子への継承に限るわけにはいかない。子どもがいない場合や、いても家業に従事するのに必要な能力に欠けているような場合には、養子を取ることが容易に行われる。すなわち、家業の継承は、親子の血縁関係に優先され、極端な場合には、夫婦を養子にすることも行われる。このような場合、擬制的な親子関係が成立しており、イエは擬似家族システムということになる。

以上の点から、イエとは「職業と財産が直系的に継承される家族・擬似家族システム」と定義することができる。ここで直系的な継承とは、親族関係において自己の直上(自己の親)から受け継いだものを自己の直下(自己の子)へと受け渡すことであり、最低3世代からなる直線的なつながりが前提となっている。この3世代継承が連続することこそ、イエの永続性と継承性の本質である。イエにおいては、家長の権限が強まり、相続はその自由意思に従うものとなるため、家長により家産が分割されることでイエが分かれることがある(分家の創出)。本稿では、このようなイエがどのように生まれ、

普及し、変遷してきたかを整理し直すことで、日本の家族システムにおいて何が変化し、何が保持されてきたのかを明らかにする。参照規準となるのが、家族構造の類型(家族型)である。イエを日本独特の家族システムという観点から捉えるだけでは、その特色を取り出すことは難しい。そのため本稿では、家族構造という枠組みに照らしながら、その形成過程をたどることにする。

II 古代日本の家族・親族システムと地位・職能の継承

イエは日本独特の社会単位であるとされるが、それは家族システム(=家族構造+家族成員)の一種であり、そうである以上、世界で見られる家族構造の中に位置づけることが可能である。民族学的調査によれば、世界の家族構造は「核家族」「直系家族」「共同体家族」の3つの類型に分類される⁽⁵⁾。フランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドによれば、3つの類型は、子が婚姻後も親と同居するかどうかという規準に加えて、分割相続か単独相続かという規準を考慮することで、4つの家族型に整理することができる。トッドは、結婚した息子が家を出て独立した家庭を築くことを「自由」、結婚後も息子が父親と同居することを「権威」(父の「権威」の優越)とし、親の財産が兄弟たちに分割相続されることを「平等」、ひとりの息子だけに単独相続されることを「不平等」として、「自由/権威」と「平等/不平等」の二つの軸の組み合わせにより、4つの家族型(平等主義核家族・絶対核家族・共同体家族・直系家族)を示した⁽⁶⁾。トッドは、近親婚に対する厳格な規制(外婚制)がみられるヨーロッパを念頭に置いていたため、父親と息子たちの関係に着目したが、この分類は「父/母」と「息子/娘」の関係にも拡張することができる。拡張した家族型を示したものが図1である。トッドは、「平等」と「自由」の組み合わせである家族型を平等主義核家族と呼んだが、この類型にはトッドが「アノミ一家族」と名付けた婚姻・居住・相続規制の緩い東南アジアの家族システムを入れることができるため、厳密な均分相続への志向を含意する「平等主義」という語の代わりに「平等核家族」という名称を用いることにする。

核家族・直系家族・共同体家族の中で、最も原初的な家族構造は核家族である⁽⁷⁾。核家族には、風土に根差した性的分業のあり方と結びついた2つの類型がある。ひとつは、「父性優位(patri-dominant)」の核家族であり、もうひとつは「母性優位(matri-dominant)」の核家族である。この2つの概念は、非対称的なものである。前者の父性優位性の本質とは、「父親中心性(patri-focality)」である。それは、心のはたらきにおける「切断」する機能(父性原理)によるものであり、父は母子密着関係を「切断」することで、家族を管理・統制する権威と力をもつ(父権)。それに対して、後者の母性優位性の本質とは、「母親密着性(matri-indiscreteness)」である。それは、心

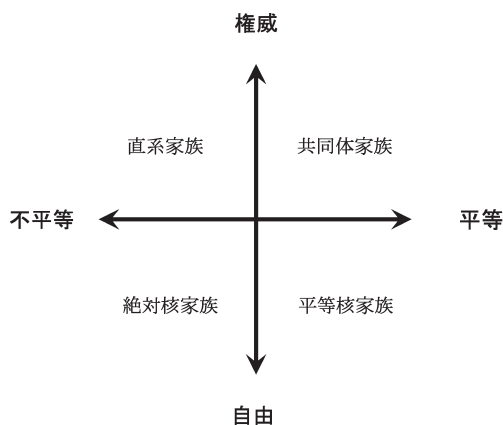


図1 「平等/不平等」と「権威/自由」の2つの軸による家族型の分類
トッド(2008:183)の図3を一部改変

のはたらきにおける「包含」する機能(母性原理)によるものであり、母は子を「包含」することで、母子密着関係を生み出す⁽⁸⁾。したがって、「母性優位」は、母(妻)が父(夫)よりも権威・力(母権)をもつことを必ずしも意味するわけではない。

父性優位と母性優位の区別を導入すると、古代日本の家族システムは、母性優位の平等核家族であったといえる。『魏志倭人伝』の記事によれば、3世紀の日本(倭国)の家族システムは、核家族システムであったことが推測される⁽⁹⁾。婚姻は、一定期間の「妻訪い」を経て、夫婦での同居に至る「一時的妻訪い婚」であった⁽¹⁰⁾。同居後の居住は、妻の生地やその近くでの新居住(妻方・新居住)が基本であったと考えられるが、夫の生地やその近くでの新居住(夫方・新居住)も、双方の両親から離れたところに居を構える新居住もあった⁽¹¹⁾。このような婚姻居住制は、8世紀代初頭に始まる律令制下でも維持されていた。中央貴族・地方豪族を問わず、婚姻は妻訪いに始まり、場合によって妻方での妻の親との同居をはさんで、夫婦単独の共住におちついたとされる⁽¹²⁾。寝殿造の邸宅では、主人の住む寝殿を中心として、その周辺の邸内または隣接地の建物に、息子夫婦か娘夫婦、あるいはその両方と縁者が集住していた。同じ邸内であっても、一つ一つの対屋に居住するのは別々のカマド神をもつ独立家族であった⁽¹³⁾。これは、東南アジアのアノミー家族(平等核家族)において見られる「屋敷地共住集団」⁽¹⁴⁾と同様の、妻方・新居住と夫方・新居住との併存である。遺産相続は、女子も含めた分割相続であった。『養老令』(757年)には、女子(妻妾や姑、姉妹など)の相続権が明記されている。また、「妻家の所得は、分する限りに在らず」とあることからわかるように、妻が夫と別の財産を所有する「夫婦別財」であった⁽¹⁵⁾。

古代日本の伝統的な地位継承制は傍系継承であった。5世紀代以前の日本では、地位の継承は母を同じくする兄弟姉妹(キョウダイ)を軸に行われた。5世紀代後半以降、地位の継承は男系中心となった。それは、王権が大和地方において権力を確立していった時代を背景とした軍事的な要請によるものである⁽¹⁶⁾。この段階で地位の継承は、兄弟間での男系の傍系継承となった。有力豪族における男系継承の確立は、6世紀における「ウヂ(氏)」の成立と軌を一にしている。「ウヂ」は、血縁関係ないしは血縁意識をもつ多くの家族が「父系擬制的」に集団化した政治組織である。父系擬制的とは、同じ祖先から出自を父系的にたどれるという「ウヂ」の成員資格が単なる觀念にすぎないということの意味する。そのため、「ウヂ」の氏族系譜は出自系譜ではなく、父系に擬装するために種々の操作が加えられた系譜ということになる⁽¹⁷⁾。実際の「ウヂ」は官文娜が結論づけたように「父系擬制的・非出自的・無系のおよび血統上での未分化のキンドレッド」と記述するしかないものである⁽¹⁸⁾。もともと古代日本では、男性・女性を問わず、直系・傍系の血縁者や血縁意識をもつ者の家族がすべて一族とみなされていた。そこには、自己を中心とする「方的(ラテラル)な親族集団も、祖先からの血統を「系的(リニアル)」に継承する出自集団も存在しなかった⁽¹⁹⁾。そのような「未分化の親類(キンドレッド)」である同族集団が、大王に服属を誓い、それに奉仕することで「ウヂ」と呼ばれるようになった。氏の名が実際に名乗られ始めたのは、6世紀になってからである⁽²⁰⁾。

男系の傍系継承に代わる、父子の直系継承の規範は、天智天皇(626-671)末年に近江令(671年)とともに導入されたものと推定される⁽²¹⁾。それは、祖先から父子関係を通じて同じ「気」が父系出自集団

に共有されるという中国伝来の儒教的な「父子一气」の観念の影響として理解できる⁽²²⁾。これ以降、律令国家は、天皇をはじめとして、貴族、地方豪族、農民層に至るまで、父から嫡子(嫡妻の長子)への地位継承を確立しようと試みた⁽²³⁾。しかし、それは傍系継承の伝統と衝突するものであり、皇位においてさえなかなか定着しなかった。その中で、親王・三位以上の上流貴族の男女には、官司の一種である公的な「家」が置かれた。この「家」は、政所などを含む経営体であり、家政を掌る職員である家令^{かれい}が官給されていた。「家」は官人個人を単位として設置されたものであり、家業の経営体としての「イエ」ではなかったが、その源流ということができる。律令制定の中心にいた藤原不比等(659-720)は、それまでの慣習では有力なウチから一人に限られていた三位以上に4人の子を出世させて、公的な「家」を持たせ、南家、北家、式家、京家の四流をつくった。9世紀になると、北家が優位に立ち上級官職を独占するようになった。この頃には、他の官職においても特定のウチが世襲的に就任する傾向が生まれた⁽²⁴⁾。その背景となったのが、ウチと専門職能との結合である。

『続日本紀』の758年の記事に「礼家」とあるのを早い用例として、9~10世紀の史料には、葉家^{やくけ}・経家^{きょうけ}・礼家^{れいけ}・法家^{ほっけ}・曆家^{れきけ}などの名称が現れる。「家業」という語も8世紀前半からみられ、父祖から継承する職能に対して用いられた⁽²⁵⁾。「~家」や「家業」の「家」はウチと実質的に同じ意味であると考えられ、ウチの中で職能が継承されていたことを示している。その結果、特定の専門職能は特定のウチに独占されるようになった。たとえば、医道は10世紀末以降、和気氏と丹波氏に独占されるようになり、陰陽道は11世紀初頭以降、賀茂氏と安倍氏がほかのウチを圧倒した⁽²⁶⁾。専門職能と結びついたウチ(「家」)には、父祖伝来の知識・技術が伝わり、また専門分野の関係資料も蓄積されているため、次世代の成員は職能を効率よく修得できる。そのため、特定の家業をもつウチが、その分野を独占するようになったのである。家業としての専門職能は、特定の官職と結びついた。たとえば、律令制における最高国家機関である太政官^{だいじょうかん}の行政局である弁官局^{べんかん}では、9世紀後半以降、算道を家業とする小槻氏^{おのつき}が主宰者としての地位を固めていき、遅くとも12世紀中には最上級職を世襲するようになった⁽²⁷⁾。太政官の総務・秘書局である外記局^{げきき}では、11世紀以降、儒教の古典を研究する明経道^{みょうぎょう}において独占的な地歩を築いた清原氏と中原氏が最上級職を独占するようになった⁽²⁸⁾。

特定の業務を請け負い、世襲によってそれを継承する「ウチ」は、たとえ「家」と呼ばれることがあっても、家業と家産を直系的に継承する「イエ」ではない。「ウチ」において「イエ」が成立するためには、家業とともに家族の私有財産(家産)が継承されなければならない。律令制のもとでは、貴族たちのおもな収入は朝廷からの封戸^{ふこ}(戸からの田租の半分、後には全部と調庸)であった。私的な領有地である荘園は、摂関期(11世紀前半)まで大きな意味をもっていなかった⁽²⁹⁾。その中で、荘園という私有財産を家族システムの中で継承するようになったのが摂関藤原氏であった。

III 摂関藤原氏におけるイエの誕生

藤原氏は、政治において、古くからの伝統である家族システムの母性優位性を最大限に利用した。藤原不比等の娘が光明皇后(701-760)となって以来、藤原氏は天皇の外戚となることで政権中枢に座を占めた。藤原氏の娘が入内^{じゅだい}して産んだ皇子が天皇となることで、娘が天皇の母(母后^{ぼこう})となり、政治的

な力をもった⁽³⁰⁾。母后とともに天皇を近くから支える地位として用意された官職が、摂政・関白である。母后が自分の兄弟を摂関に任命するなどしたため、藤原氏は9世紀半ばからその地位を独占するようになった。

摂政の始まりは、藤原良房(804-872)①、以下丸囲み数は就任順次数)とされる。この時の摂政補任は特例的なものであった。摂関が常置されるようになったのは実頼(900-970)④からであり、それまでに朝廷では、儀式・行事を年月日順に編成し直した年中行事が整備され⁽³¹⁾、その儀式作法が固まり、藤原氏の中で伝えられるようになった⁽³²⁾。その後、摂関位は、伊尹とその兄弟⑤⑥⑧、道隆とその兄弟⑨⑩⑪へと継承された。道長⑪が内覧(関白に準じる官職)となったのは995年である。このように道長までは、天皇位と同様に、同母兄弟が順に摂関位を継ぐ傍系継承が行われていた。道長⑪と摂関位を争ったのが、兄道隆⑨の子伊周であった。道隆は伊周に関白を譲ろうとしたが、一条天皇は許さなかった。それは、一条天皇の母后であり道長の姉であった東三条院藤原詮子の影響であった⁽³³⁾。道長は、1017年に息子頼通⑫に摂政を譲り、自らは大殿となって権勢を保持し、1027年に亡くなった。50年にわたって関白であり続けた頼通は、自らの子師実⑭に関白を譲ろうとしたが、姉の上東門院彰子が故道長の意思を主張し、関白は頼通の弟教通⑬に伝えられることになった(1068年)⁽³⁴⁾。

権力の絶頂にあった道長であっても、兄弟間の傍系継承という慣行を突然破ることはできず、実子の頼通⑫・教通⑬兄弟の両者を摂関位に就けないわけにはいかなかった。その一方で、頼通の子と教通の子の昇進に大きな差をつけるとともに、教通の長男である信家を頼通の養子とさせるなどして、教通の次には頼通の子に継承されるような準備を整えた。さらに、教通には頼通を親と思えと述べている⁽³⁵⁾。これは、兄弟を平等に扱う傍系継承から、父子の直系継承への転換が行われたことを意味する。この転換をもたらしたのは、道長のもとで「家」の私有財産としての家領^{けりょう}荘園群が成立したことである。傍系継承は、傍系親族間や傍系親族と直系親族の間での財産分割により、財産が細分されがちである。それは、摂関の権力の弱体化につながるため、荘園は直系的に継承されるほかはなかった。

全国の荘園のほとんどを占めたといわれる道長⑪の家領は、死後一旦は妻の倫子に処分されたが、ほとんどすべて嫡子頼通⑫が伝領している⁽³⁶⁾。この頼通の時代に、摂関位とともに継承される荘園である「摂録渡荘(摂録渡領)」の基盤が形成された⁽³⁷⁾。それは、摂関の家族(妻と子)に処分される摂関家の財産である。摂関位(家業)の父子継承は、財産(家産)の継承をとまなうものとなり、ここにおいて、職業(家業)と財産(家産)を直系的に継承する家族システムである「イエ」が成立した。イエはその始まりから、擬似家族システムを容認していた。道長は、男子がなかなか生まれなかった頼通が養子としていた、頼通の正妻隆姫の弟源師房と、自らの娘隆子を結婚させ、頼通の後継者として定めていた。これは、婿養子と極めて近い発想であり、家業の繁栄のためには血縁にもとらわれない父子直系継承を行うというイエの特色を示すものである⁽³⁸⁾。このように、イエは摂関家として11世紀前半に「道長—頼通」父子において誕生した⁽³⁹⁾。

藤原頼通は、新しく外戚関係をもつことができなかったが、50年にわたり関白を務めることにより、

摂関家という家格を作り上げた⁽⁴⁰⁾。摂関家における父子継承は、ひとつの世代における入内資格者の数を減らすことになるため、天皇の外戚の地位を獲得できないおそれが強まる。したがって、外戚とならなくとも父子継承を根拠に摂関の地位を堅持し、摂関家の存続を図ることになる⁽⁴¹⁾。頼通の嫡子である師実⁽¹⁴⁾以降、摂関位の継承は「父—嫡子」の継承線に従うものとなった。頼通以降の継承性への意識は、後継者の名からも読み取ることができる。「頼通—師実—師通—忠実—忠通—基実—基通」という「父—嫡子」の継承線上の名の第二字は、1代ごとに「通」と「実」が使われており⁽⁴²⁾、嫡孫と祖父が一字を共有している。これは、3代の継承性が強く意識されるようになったことの反映である。

摂関という家業の継承は、家領荘園の継承を伴うものとなった。頼通は、家領荘園を嫡子師実⁽¹⁴⁾のほか妻隆姫・女寛子に処分(生前譲与)するが、これらは早逝した子師通⁽¹⁵⁾は経ず、いずれもやがて師実夫妻の養子でもあった嫡孫忠実⁽¹⁶⁾に、その祖母養母麗子・実母全子の所領とともに渡った。忠実の家領は、紆余曲折を経て嫡男忠通⁽¹⁷⁾⁽¹⁹⁾に処分された。そのほかに忠通には、曾祖父師実の養女であり堀河天皇の中宮であった篤子の所領が伝わった⁽⁴³⁾。このように摂関家において、摂関位という地位とともに、家領のすべてあるいは大部分が「父—嫡子」の継承線に沿って処分(生前譲与)されるようになった。その画期に位置するのが、すべての所領をまとまって継承した忠実⁽¹⁶⁾であり、それを単独相続した忠通⁽¹⁷⁾⁽¹⁹⁾である。「忠実—忠通」父子において、摂関家というイエは、単独相続の志向を強めた。しかし、分割相続の伝統が消滅したわけではなかった。経営体としてのイエを掌る家長の権威が強まると、相続は家長の自由意思によるものとなり、そのため家長の判断で家産の一部が分割され、分家が成立することもあった。摂関家は、13世紀半ばに五摂家が分立し、これが固定されることになった。

IV イエの普及

摂関家において誕生したイエは、支配階層に広がっていった。まず影響が及んだのが、天皇家であった⁽⁴⁴⁾。摂関位が家業となり、摂関が天皇の母方の尊属として強大な影響力をもつことがなくなった教通⁽¹³⁾の時代に、後三条天皇(在位1068-72)はその権力を強めた。ひとたび強化された権力を兄弟争いなどによって弱体化させることなく安定的に継承するためには、摂関家と同様の父子直系継承が望ましい。そのため、天皇においても11世紀後半から「後三条—白河—堀河—鳥羽—崇徳」という直系継承が見られるようになった。この場合、生前譲位した父が、子である天皇を上回る権力を維持するという事態が起こりうる。それが、天皇の父や祖父が治天の君として君臨する院政である⁽⁴⁵⁾。後三条の嫡子である白河天皇は、堀河天皇に譲位後、上皇として院政を開始した(1086年)。上皇という強力な権力のもとで、天皇家は摂関家と並ぶ巨大荘園群を所有するようになった。天皇家の荘園は、院・女院や皇女の御願寺の所領という形で集積され、12世紀前半の鳥羽院政期から急激に増加した⁽⁴⁶⁾。皇位とともに継承される巨大な天皇家領の成立により、天皇家は摂関家とともにイエとなった。ただし、それは特殊なイエであった。天皇家は、藤原氏などの上流貴族から后妃を入れることで、男子を安定的に確保することが可能であり、(婿)養子を入れることなく、男系直系継承という単純な原理を維持

することができた。

イエが公家社会において広まったのは、白河院政期(1086~1129)である。公家社会ではすでに、官職が特定の身分と専門的な職能を備えている貴族の世襲の対象となる官職請負化が見られるようになっていたが、その貴族が家領を所有するようになったのである。家領は、荘園諸職としての本家職・領家職といった形をとっていた。公家は、荘園の経営や年貢・公事の納入を在地領主や有力者に委託し、そこから上進される得点(収益権)を受け取っていた⁽⁴⁷⁾。公家社会では、このような権利(職)が、分化された専門職能とともに親から子へと直系的に継承されるようになった。それは、夫婦がそれぞれのウチから継承した財産を各自で管理する「夫婦別財」の伝統と相容れない。財産は分割を避けるためイエ単位で管理されるようになり、公家法では、夫が妻に代わって妻の財産所領を領知・知行するという「夫婦同財」が、遅くとも12世紀初頭には確立した。また、妻に対する生前譲与を妻の親が取り消す権利(悔返権)が否定され、妻に対する実親の親権が著しく後退した⁽⁴⁸⁾。これは、ウチの影響力の低下を意味する。単独相続が志向されるようになったため、12世紀代には公家の次・三男は他家の養子となって財産相続をするか、僧になるほか、生活のすべはなくなった⁽⁴⁹⁾。

中央公家社会で形成され始めたイエは、在地富豪層へ広がっていった。在地富豪層は、開発の拠点として屋敷を構え、周辺荒野を開発して所領とすることで、在地領主となっていた⁽⁵⁰⁾。国衙(国司の役所)や荘園領主は、在地富豪層を郡司・郷司などの司(行政官)や荘園の下司(荘園職員)に任じ、それにより在地富豪層は、一所所領と呼ばれる一定の領域を支配する権利である所職(郡司職・郷司職・下司職など)を手に入れることになった。国衙や荘園領主にとって、一所所領は徴税単位であるため、安定的に存続させることが望ましい。そのため、在地富豪層は、11世紀から12世紀初頭にかけて、一所所領・所職を父から子へと単独相続するようになった。12~13世紀には、一転して複数の有力男子が分割相続を受けるようになったが、それは分割相続慣習の根強さを示すとともに、武力をもつ近親集団として結束を図る必要があったためと考えられる⁽⁵¹⁾。

イエが武家に浸透したのは12世紀代である。武士は、平安京の治安維持のために誕生した専門職能のひとつである。10世紀の平将門の乱と藤原純友の乱の鎮圧に功のあった平貞盛や源経基の子孫が、「家ヲ継ギタル兵」とされ、10世紀末に都の治安が乱れた際に重用された⁽⁵²⁾。この段階では、武技・軍事という専門職能はウチの中で継承されていた。平氏(伊勢平氏)は、白河・鳥羽両院政下において軍事担当業務を担当するなかで台頭した。平氏躍進の功労者が、1097年に白河上皇の亡き娘のために伊賀の所領を寄進したことで上皇の近臣となった平正盛である⁽⁵³⁾。正盛は、預所と呼ばれる荘園領主として院領荘園を管理するとともに、大和において東大寺領を取り込み立荘するなどして、所領を拡大した。院領荘園を管理する権利や所領の荘園が、平氏の棟梁という地位とともに12世紀代に「正盛一忠盛一清盛」と父子継承されるようになり、平家はイエとなった。また、源氏(河内源氏)においても、12世紀代に武芸という職能と荘園管理に伴う収益権が結びついた。源義家(1039-1106)は、その子義親が乱行を起こしたため、四男義忠を跡継ぎに定めるとともに、孫の為義(義親の四男)を次の嫡子にするよう命じたとされる⁽⁵⁴⁾。これは、3世代にわたる直系継承意識の表れである。源為義(1096-1156)は、白河・鳥羽両院政下において不祥事を繰り返したため院の信任を失い、政治的な庇護

を求め摂関家に近づいた。その結果、藤原忠実が集積を進めていた荘園を管理するようになった⁽⁵⁵⁾。

地方では、在地の武士が田畑の私的な領有者である領主となり、農民を直接支配するようになった。このように、武士と在地領主が一体化することで、家業としての「弓馬の術」を担い相伝するとともに、先祖相伝の「一所懸命」の所領を保持・継承・経営していくイエが辺境の地へと広がった⁽⁵⁶⁾。東国の武士団にイエが浸透したのは、12世紀後半である⁽⁵⁷⁾。公家において単独相続が志向されたのに対して、武家＝在地領主では分割相続の伝統が色濃く残った。イエの所領を防衛するためには、嫡男を中心とした息子たちの協力が不可欠である。そのための体制が、平安末～鎌倉期に発達した惣領制である。惣領とは家族の統括権をゆずるひとりの子どものことであり、長男あるいは次男以下の器量の者となり、残りの子どもには財産が少しずつ分配され、惣領の配下におかれた⁽⁵⁸⁾。惣領家を中心に庶子家が結びついた同族団的な結合体は、父や嫡男を指揮官とし息子たちや兄弟を兵とする軍事組織にほかならない。鎌倉幕府は、このような惣領制をとった御家人に支えられていた。軍事的な優位性のためには、妻方のウヂとの協力関係を保持することが望ましい。そのため、武家＝在地領主においては、妻や妻の父の立場が弱まることはなかった。鎌倉時代の武家法においては、妻の財産を妻自身が知行するという「夫婦別財」が行われていた。また、妻に対して妻の実父は親権を保持しており、妻の実父の婿に対する影響力も強かった⁽⁵⁹⁾。

惣領制は、14世紀代に解体した。惣領家に対して庶子家が自立し、争いを避けるために嫡子単独相続が一般化した⁽⁶⁰⁾。武家＝在地領主は、諸国に守護・地頭職を与えられたり、鎌倉幕府が没収した所領の配分を受けたりするようになっており、ひとつのイエは、しばしば遠く離れた多数の土地の上に、種類を異にするさまざまな職を所有することが普通になっていた⁽⁶¹⁾。このような状態は、家産の効率的な管理・運営を難しくする。そのため、鎌倉時代末期(14世紀前半)から、下地の分割や交換によってそれぞれの領主が排他的に支配する一円領が形成され始めた。一円領は、徴税単位であるので、できるだけ安定的に存続させ、一定の税収を期待したい。したがって、在地領主が一円領を相続する際には、一子に限って単独相続をさせることが望ましい⁽⁶²⁾。これにより、中央公家社会において形成されはじめた単独相続が、武家＝在地領主層へと拡大することになった。

イエは14世紀後半から農民層へと広がった。14世紀中頃までの農業経営は不安定であり、上層農民である名主百姓でさえ流動性が高く、下層農民である小百姓は容易に流亡民となったり、下人と呼ばれる隷属民になったりした⁽⁶³⁾。もともと名主とは、荘園・国衙領(公領)を分割した名田を占有し、それを単位とした年貢・公事等の納入責任を負った農業経営者である。名主は、小百姓などの下層民に対する職権と得分(収益権)が認められた。これを名主職といい、子へと伝領された。名主の職権と得分は、やがて物件化し、売買譲渡されるようになり、農民的な名主百姓が成長した。土地の農民が農業経営者となることで、その土地での経営の安定化が目指され、それまで流動性の高かった下層農民も小百姓として定住化するようになった。それを示すのが、農民層における苗字(家名)の成立である。定着性を強めた百姓は、定住地名を冠して呼称されるようになり、やがてそれが苗字となった。名主百姓の苗字は14世紀後半に出現し、その他の百姓の苗字は15・16世紀に形成された⁽⁶⁴⁾。15世紀後半から16世紀には、農民層においても夫婦別財制が衰退し、家産が成立した⁽⁶⁵⁾。

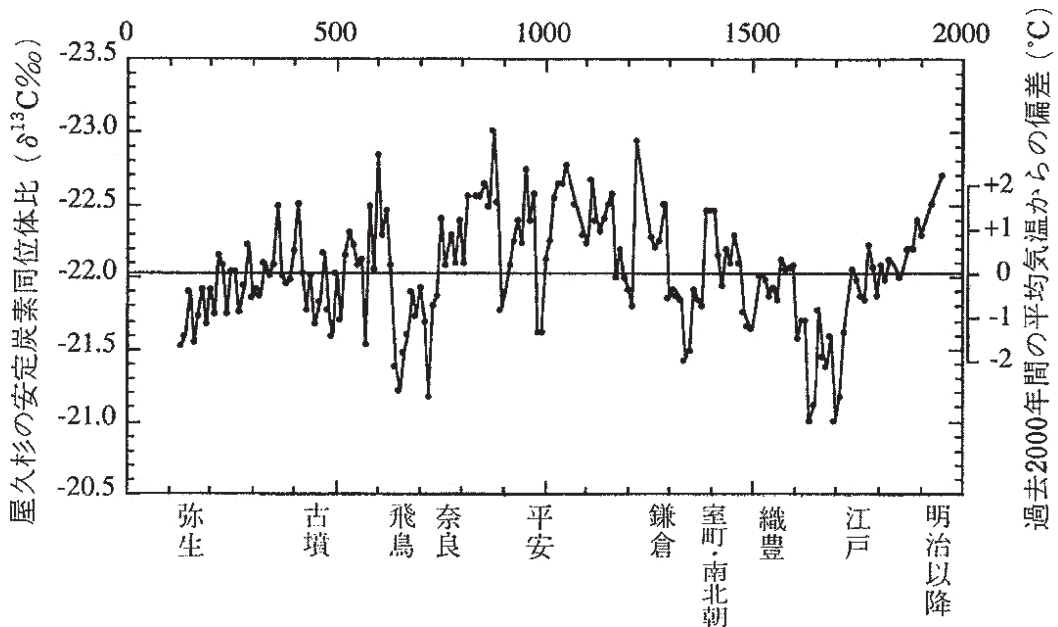


図2 屋久杉の安定炭素同位体分析から明らかにされた歴史時代の気候復元図
北川 (2008 : 50) の図 2.3

農民が小百姓に至るまで、利益をもたらす土地を保持しながら、農業経営を継承していこうとするようになり、屋敷地も世襲するようになったのは、収益を最大化するために経済合理性を追求するようになったことを意味するとともに、「小氷期(Little Ice Age)」と呼ばれる地球規模の寒冷期への適応とみなすことができる。図2に示すように、日本の小氷期は14世紀代に始まり、1350年頃と1490年頃に寒冷化の二つの極があった⁽⁶⁶⁾。また、1611～1650年と1691～1720年に、小氷期全体のピークがあった⁽⁶⁷⁾。寒冷化の進行により土地生産性が低下することで、新しく耕地を広げざるをえなくなるとともに、安定的な経営により生産性を上げることが必要となった。そのために継承的な小家族経営が選択されるようになったと考えられる。

V イエの変遷

イエは家業・家産の経営体であり、職能を継承する者が、家長(当主)として財産の管理者となる傾向をもつ。そのため、財産の処分や相続は、家長の意思が強く反映されるものとなり、選択的な分割相続や単独相続が志向されるようになる。したがって、イエの普及とは、古代以来の平等核家族が不平等な絶対核家族に変化することを意味する。地位とともに職能を継承するのは男性であり、その屋敷地は財産として受け継がれるようになるため、婚姻居住制もそれまでの妻方・新居住(夫方・新居住も併存)から、夫方・新居住へと変化した。

撰閥家(五撰家)では、近衛家の藤原兼経^{かねつね}(1210-1259) (㊸㊹)から父方・新居住となり、屋敷(近衛第^{このえでい})が代々受け継がれるものとなった。兼経の父である家実^{いえざね}(1179～1242) (㊸㊹)は、嫡子兼経の婚姻を機

に近衛第を譲って武者小路猪隈第に移り、そこで亡くなった。譲られた兼経はこの家に妻を迎えた。これは実質的には嫁入り婚であり、新しい婚礼の方式としてとらえられた。兼経以降もこの方式は変わらず、摂関家主の現役中の邸宅は近衛第に限られ、代々受け継がれていった⁽⁶⁸⁾。これは、13世紀前半にイエが、隠居慣習を伴う父方・新居住の絶対核家族システムになったことを意味する。

一般の公家においても、13世紀前半から父母が別の住居に隠居する父方・新居住となった。14世紀以降、父母と息子夫婦は同住居となるが、別棟に隠居する形式が一般的となった⁽⁶⁹⁾。鎌倉時代の武家においても、老衰・疾病・出家などの理由により子に所領を生前譲与することは広く行われた。室町後期から戦国時代には、武将の間で、家督・家産を嫡子に譲り、若干の財産とともに隠居することが一般的となり、住居についても、嫡子に本城を譲り、隠居は出城や次郭に退くのが通例となった。江戸時代の武家社会では、戦国時代の隠居慣行が制度化された。その一方で、主君の統制力がきわめて強かったため、隠居には多くの制限がかけられるようになった。そのため江戸時代には、武家よりも町人・百姓に隠居の慣行が顕著であった⁽⁷⁰⁾。

15・16世紀の農民層におけるイエの普及は、畿内を中心とする西南日本において、分家による「小農民自立」をもたらした。小農民自立とは、隷属農民や未婚の傍系親族の労働力に依存する名主経営が解体して、家族労働力を主体とする小農経営へと農業経営組織が変化することである⁽⁷¹⁾。農民層は分割相続の伝統を保持していたため、農民のイエからは分家が生み出された。戦国期に分家が次々と創出され、しかもそれが自立できた要因は、戦国期～近世初期の新田開発と、都市の成長であった。新田開発は、それまで土地の配分を受けることができなかった次男・三男などにも農民として自立する機会を与えた。また、都市の成長が商工業の発達をもたらし、都市向けの商品作物の生産により所得確保の道が開けることになった⁽⁷²⁾。畿内の農村では、近世前期には長男に家督を譲ったあと、他の子女を連れて隠居分家し、自ら働きながら養育して次男・三男に分家を継がせる形態が広くみられた⁽⁷³⁾。分割相続による分家創出は17世紀末まで盛んに行われたが、新田開発が勢いを失い、それ以上の土地分割ができなくなった18世紀初頭以降、単独相続が一般的となった⁽⁷⁴⁾。それにもなって隠居慣行も変化し、当主夫婦が家督を譲ったあと、同一屋敷内の隠居屋に移り住み、隠居分の田畑を耕作して自活する形態となった。この隠居慣行は、西南日本一帯から東北日本の茨城・福島あたりまで広く分布している⁽⁷⁵⁾。

一方、東北日本では、分家がイエとして自立したのは18世紀後半であり、ほぼ同時に単独相続が一般化した。生産性の低い地域では、土地の分割に限度があるため、分割相続による分家創出が小農民自立に直接結び付かなかった。一定限度まで土地(持高)が分割されると、農業経営の維持のためそれ以上の分割は避けられ、隷属農民や傍系親族は土地を持たない分家を構成するようになった。その結果、高持(貢租負担者)としての本百姓と無高の水呑百姓が形成され、水呑は本家である本百姓の労働力に編成されて、同族団的な協業体を形成した⁽⁷⁶⁾。自立していない水呑層は基本的に核家族であるが、本百姓には、核家族のイエのほか、直系家族のイエや、傍系親族を含むイエが見られた⁽⁷⁷⁾。本百姓のイエで直系家族が成立したのは、当主(家長)の労働能力が衰えても隠居せず、同居したまま相続予定者を指導し、協業体経営の経験を積ませたことによる⁽⁷⁸⁾。手作り規模が比較的大きい東北日本

では、水呑を含む多くの働き手を率いる上で老人の経験的知識・技術が重要であった。そのため、東北日本では隠居慣行が発達しなかった。出羽国村山郡(山形県)の調査によれば、水呑百姓が自立し、小家族経営体としてのイエを構えるようになったのは18世紀後半である⁽⁷⁹⁾。それは、長男単独相続や家長の名前を踏襲する襲名慣行の普及をともなっていた⁽⁸⁰⁾。

東北日本は、生産性の低さを補うために手作り規模が大きく、多くの労働力を要したことと、西南日本より商品生産化の進展が遅れたことにより、小農民の自立が遅れた。そのため東北日本では、高^{たか}持^{もち}としての本百姓が、分割相続により同族団を拡大し、村内の政治的勢力を伸長することでイエを発展させようとしていた。ところが、小氷期が17世紀代から18世紀にかけてピークを迎えると(図2)、生産性の低下により本家が分家(水呑)を労働力として抱え込むことが困難となった。一方で、商品生産・流通の発展にともなう稼ぎの機会が増大したことにより、水呑が本家から自立し、多数の地主と小作関係を結ぶようになった⁽⁸¹⁾。市場経済の浸透により、地主は経済的な利益を最大化することでイエを発展させなければならない。そのためには、単独相続により土地を保持し続けなければならない。小作人も、小作地に対する権利を分割することなく相続させなければならなくなった⁽⁸²⁾。

激しい寒冷化の中で生産性を維持するために必要な、労働意欲の高い小家族による経営と家族労働力の最大化という、相反する条件を満たす家族構造が、直系家族であった。家族社会学者の平井晶子による福島県の仁井田村(現在は本宮市に含まれる)の歴史人口学的分析によれば、仁井田村では1720年代から1820年代まで、直系家族が半分、独居世帯が2割弱、核家族が2割強であった。ところが、1830年代以降直系家族が増加し、1860年代には8割を超えるに至った⁽⁸³⁾。平井によればこの変化は、東北日本における1750年代からの急激な人口減少と、それによる人手不足という危機に対応するためにとられた「生存戦略」である⁽⁸⁴⁾。小氷期のピークにあたるこの時期には、飢饉が断続的に発生し、いずれも東北日本の被害が深刻であった。それまでおおむね維持されていた人口は減少し、田畑を耕作する人手が不足して、村が荒廃するに至った。この危機に対して、土地の耕作を安定的に維持できる家族システムが必要となった。それが直系家族であった。直系家族は、家族の成員をいたずらに増やすことなく、家族内の労働力を最大化し、かつ跡継ぎを確保する家族システムである。子や孫には、早くから農作業に従事してもらうとともに、跡継ぎとして必要な技能を身につけてもらわなければならない。技能を習得させるという教育の面で、親と子や孫の同居は有利にはたらく。このサイクルを安定的なものにするためには、結婚適齢期になった子を直ちに結婚させることが必要であり、そのため早婚化⁽⁸⁵⁾が進んだ。また、娘を養女に出したり、次男や三男を(婿)養子に出したりすることで、ほかのイエに子どもを再分配するということも盛んに行われるようになった⁽⁸⁶⁾。

VI まとめ

11世紀前半に拱関家で誕生したイエは、家族構造及び婚姻居住制の変遷を伴いながら、日本の伝統的な家族(擬似家族)システムであり続けてきた。職業と財産が直系的に継承される家族・擬似家族システムであるイエは、家業・家産の継承者の権力を強める。そのため、古代以来の妻方・新居住を基本とする平等核家族は、イエの普及とともに絶対核家族化した。絶対核家族の不平等な相続制は、女

子を含む不均分相続から男子単独相続へと変化し、それとともに婚姻居住制は隠居慣行を伴う父方・新居住となった。11世紀後半からイエが広まった貴族層においては、12世紀代に単独相続が志向されるようになった。12世紀代にイエを構えるようになった武士層は、惣領制(不均分相続)を経て、14世紀代に単独相続へと変化した。14世紀後半からイエが本格的に普及した農民層は、新田開発が落ち着いた18世紀代に単独相続となった。生産者である農民層でのイエの普及は、貨幣経済の浸透を背景に、寒冷化の中で財産経営を安定的なものにするためであった。イエの大多数が直系家族となったのは、19世紀初めの東北日本においてであり、それは小氷期のピークがもたらした人口減少への適応戦略として理解することができた。

このような変遷は、イエにおいて家長である父の権力が強化されていった事態の反映である。それは妻(母)の経済的独立性の喪失や生家とのつながりの弱体化と同義であった。貴族層や在地富豪＝在地領主層の女性は、11世紀代にイエの主要財産である職^{しき}や家領^{けりょう}・一所所領の相続から排除された⁽⁸⁷⁾。武士層の女性は、14世紀前半の鎌倉末期までは分割相続の対象であった⁽⁸⁸⁾。鎌倉末期以降、女性の相続財産は、その死後に生家へと返還される一期分^{いちごぶん}となり⁽⁸⁹⁾、戦国法によって嫡男による単独相続制が確立されることで、女性は相続から排除された⁽⁹⁰⁾。農民層でも、戦国期に単独相続慣行が進展し、女性の財産相続権は基本的に失われ、わずかな持参財でさえ夫の管理下に置かれるようになった⁽⁹¹⁾。また、武家や名主百姓は、鎌倉末期までは、結婚後も実家の姓を称する慣習が一般的であった⁽⁹²⁾。その慣習は、14世紀後半の南北朝時代にはほぼ消滅し、妻は個人名や夫の名に妻をつけた呼称を名乗るか、夫の死後には後家を名乗るようになった。これは鎌倉時代から南北朝時代への推移の中で、女性の実家のもつ女系の役割が減少し、夫婦を単位とするイエの独立性が強くなったことを意味する⁽⁹³⁾。

しかしそれは、イエにおける母性優位性の喪失を意味するものではなかった。それどころか、母性優位性に支えられていたからこそ、イエはその独立性と経営の安定性を保持することができたと考えられる。そもそもイエとは、家業の繁栄と継承によって維持されるものであり、その経営においては、父と母の協働がきわめて重要であった。母(妻)は家政をとりしきり、さらに貨幣経済の浸透の中で家業に直接関与したりした⁽⁹⁴⁾。また、家長が亡くなったあと、母が後家としてイエを運営し、嫡子へとつなぐこともあれば、妻を介して婚家と実家が連合体を形成し、イエの隆盛がもたらされることもあった。女性の相続権が基本的に失われた江戸時代でも、農民層においては、当主の男性が死亡したときに、その妻または娘、もしくは母親が相続する例が全国的に見られた。これは、遺された家族に成人男子がいない場合に限られる一時的な中継相続であるが、幕末期には女性の長期相続人も登場した⁽⁹⁵⁾。また、直系家族が広がった東北日本では、第一子である長女に財産を単独相続させる姉家督相続の慣行も見られた⁽⁹⁶⁾。姑と嫁が同居する直系家族では、嫁の立場は弱いものとなるが、子を産んだ嫁の愛着は、姑(母)と密着している夫よりも自分の子へと向かう傾向が強まる。その結果、母子密着関係は時代を越えて再生産されていくことになった。

注

- (1) 吉田(1983)：147.
- (2) 平井(2008)：3-4による整理に基づく。
- (3) 平井(2008)：6.
- (4) 中根(1970)：101-102, 105.
- (5) Goldschmidt and Kunkel (1971)：1062-1063.
- (6) トッド(2008)：33-57.
- (7) サガール&トッド(2001).
- (8) 心のはたらきにおける父性原理と母性原理については、河合(1976：9-10)を参照。
- (9) 吉村(2010)：31-32, 明石(1990)：21.
- (10) 江守(1986)：2.
- (11) 明石(1990)：23-24.
- (12) 関口(1984)：314-315.
- (13) 鷲見(1996)：347-355.
- (14) 「屋敷地共住集団」とは、子ども夫婦が親の屋敷地内あるいはそれに隣接して居を構える家族形態をいう(水野 1981：109)。
- (15) 成清(2001)：47-55.
- (16) 古代日本の地位継承制については、阿部(2013)を参照のこと。
- (17) 官(2005)：140-141.
- (18) 官(2005)：12. キンドレッド(kindred)とは、個人を中心として血縁を父方・母方の区別なく辿る親族の範囲をいい、日本語でのシンルイ・シンセキに相当する。
- (19) 官(2005)：47-73.
- (20) 水谷(2006)：82.
- (21) 井上(1965)：211-216.
- (22) 平山(1995)：59.
- (23) 平山(1995)：62.
- (24) 佐藤(2007)：28.
- (25) 佐藤(2007)：49-50.
- (26) 川尻(2011)：144.
- (27) 佐藤(2007)：30-34.
- (28) 佐藤(2007)：35-38.
- (29) 古瀬(2011)：193.
- (30) 古瀬(2011)：25-26.
- (31) 古瀬(2011)：80.
- (32) 橋本(1976)：3.
- (33) 古瀬(2011)：32.
- (34) 古瀬(2011)：188.
- (35) 平山(1995)：93-94.
- (36) 名和(1999)：235.
- (37) 古瀬(2011)：189.
- (38) 平山(1995)：94.
- (39) 平山(1995)：92.
- (40) 古瀬(2011)：188.
- (41) 平山(1995)：108.

- (42) 吉田(1983) : 94.
- (43) 名和(1999) : 235-236.
- (44) 平山(1995 : 69)が指摘するように, 父子直系継承は摂関家が先行した。
- (45) 平山(1995) : 108.
- (46) 古瀬(2011) : 197.
- (47) 笠谷(1999) : 21.
- (48) 五味(1982) : 33-34.
- (49) 田端(1993) : 20.
- (50) 服藤(1991) : 179.
- (51) 平山(1995) : 149-152.
- (52) 川尻(2011) : 183-184.
- (53) 高橋(2009) : 6.
- (54) 元木(2011) : 109.
- (55) 元木(2011) : 126.
- (56) 笠谷(1999) : 21.
- (57) 村上・公文・佐藤(1979) : 306.
- (58) 宮川・宮下(1993) : 207.
- (59) 五味(1982) : 36.
- (60) 宮川・宮下(1993) : 208-209.
- (61) 村上・公文・佐藤(1979) : 327.
- (62) 平山(1995) : 150.
- (63) 永原(1998) : 194-195, 網野(2001) : 106-107.
- (64) 坂田(1997) : 120-121.
- (65) 坂田(1997) : 96.
- (66) 鈴木(2004) : 286, 301.
- (67) Maejima and Tagami (1983)
- (68) 高群(1985)に基づく名和(1999 : 239-241)の論述による。
- (69) 高群(1985) : 1073.
- (70) 竹田(1964) : 13-15.
- (71) 鬼頭(2000) : 91.
- (72) 大竹(1982) : 172-173.
- (73) 大竹(1982) : 162-163.
- (74) 大竹(1982) : 174.
- (75) 竹田(1964) : 172, 178.
- (76) 大藤(1996) : 206.
- (77) 大藤(1996) : 205.
- (78) 大藤(1996) : 150.
- (79) 大藤(1996) : 208.
- (80) 大藤(1996) : 217-220, 234-240.
- (81) 大藤(1996) : 208.
- (82) 大藤(1996) : 241-242.
- (83) 平井(2008) : 105-114.
- (84) 平井(2008) : 200.
- (85) 東北日本における結婚年齢の低さについては速水(2009 : 559-590)を参照せよ。
- (86) 平井(2008) : 179.

- (87) 関口(1984)：320-321.
 (88) 服藤(1991)：200-201.
 (89) 宮川(1973)：70.
 (90) 大口(1993)：119.
 (91) 坂田(1997)：98.
 (92) 永原(1982)：146-147.
 (93) 細川(2004)：204.
 (94) 細川(2004)：207.
 (95) 大口(1993)：120, 145-147.
 (96) 大間知(1993)：4-5.

引用文献

- 明石一紀(1990)『日本古代の親族構造』吉川弘文館。
 阿部一「古代日本の歴代遷宮と家族・親族システム」『東洋学園大学紀要』第21号：17-35。
 網野善彦(2001)『蒙古襲来』小学館文庫，小学館 [原著『日本の歴史第10巻 蒙古襲来』(1974年)].
 井上光貞(1965)『日本古代国家の研究』岩波書店。
 江守五夫(1986)『日本の婚姻——その歴史と民俗 日本基層文化の民族学的研究II』弘文堂。
 江守五夫(1996)「婚姻形態と習俗」大林太良編『日本の古代11 ウヂとイエ』中公文庫，中央公論社 [原著1987年]：129-184。
 大口勇次郎(1993)「近世農村における女性相続人——武州下丸子村の事例」福田アジオ・塚本学編『日本歴史民俗論集3 家・親族の生活文化』吉川弘文館：119-150 [初出『お茶の水女子大学女性文化資料館報 昭和54年』(1980年)].
 大竹秀男(1982)『封建社会の農家族 改訂版』創文社 [初版1962年].
 大藤修(1996)『近世農民と家・村・国家——生活史・社会史の視座から』吉川弘文館。
 大間知篤三(1993)「家の類型」福田アジオ・塚本学編『日本歴史民俗論集3 家・親族の生活文化』吉川弘文館：2-10 [初出『民間伝承』第14巻第12号(1950年)].
 笠谷和比古(1999)「序論 「家」の概念とその比較史的考察」笠谷和比古編『公家と武家II——「家」の比較文
 明史的考察』思文閣出版：3-26。
 河合隼雄(1976)『母性社会日本の病理』中央公論社。
 川尻秋生(2011)『平安京遷都 シリーズ日本古代史⑤』岩波新書，岩波書店。
 官文娜(2005)『日中親族構造の比較研究』思文閣史学叢書，思文閣出版。
 北川浩之(2008)「屋久杉に刻まれた歴史時代の気候変動」吉野正敏・安田喜憲編『講座文明と環境6 歴史と
 気候(新装版)』朝倉書店：47-55 [初版1995年].
 鬼頭弘(2000)『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫，講談社 [底本『日本二千年の人口史』PHP 研究所
 (1983年)].
 五味文彦(1982)「女性所領と家」女性史総合研究会編『日本女性史2 中世』東京大学出版会：29-64。
 サガール，ローラン&トッド，エマニュエル著，石崎晴己・東松秀雄訳(2001)「新人類史序説——共同体家族
 システムの起源」石崎晴己編『世界像革命——家族人類学の挑戦』藤原書店：177-209 [原論文『ディオジェー
 ヌ』誌10・11月号(1992年)].
 坂田聡(1997)『日本中世の氏・家・村』校倉書房。
 佐藤進一(2007)『日本の中世国家』岩波現代文庫，岩波書店 [原著1983年].
 鈴木秀夫(2004)『気候変化と人間——1万年の歴史』原書房。
 鷺見等曜(1996)「朝鮮古代家族との比較」大林太良編『日本の古代11 ウヂとイエ』中公文庫，中央公論社 [原
 著1987年]：329-362。

- 関口裕子(1984)「古代家族と婚姻形態」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会：287-326.
- 高橋昌明(2009)『平家の群像——物語から史実へ』岩波新書, 岩波書店.
- 高群逸枝著, 栗原弘校訂(1985)『平安鎌倉室町家族の研究』図書刊行会.
- 竹田旦(1964)『民俗慣行としての隠居の研究』未来社.
- 田端泰子(1993)「古代・中世の「家」と家族——養子を中心として」福田アジオ・塚本学編『日本歴史民俗論集3 家・親族の生活文化』吉川弘文館：11-38 [初出『橘女子大学研究紀要』第12号(1985年)].
- トッド, エマニュエル著, 荻野文隆訳(2008)『世界の多様性——家族構造と近代性』藤原書店.
- 中根千枝(1970)『家族の構造』東京大学出版会.
- 永原慶二(1982)「女性史における南北朝・室町期」女性史総合研究会編『日本女性史2 中世』東京大学出版会：137-171.
- 永原慶二(1998)『荘園』日本歴史叢書, 吉川弘文館.
- 成清弘和(2001)『日本古代の家族・親族——中国との比較を中心として』岩田書院.
- 名和修(1999)「五摂家分立について——その経緯と史的要因」笠谷和比古編『公家と武家II——「家」の比較文明的考察』思文閣出版：225-252.
- 橋本義彦(1976)「貴族政権の政治構造」『岩波講座日本歴史4 古代4』岩波書店：1-42.
- 速水融(2009)『歴史人口学研究——新しい近世日本像』藤原書店.
- 平井晶子(2008)『日本の家族とライフコース——「家」生成の歴史社会学』MINERVA 人文・社会科学叢書, ミネルヴァ書房.
- 平山朝治(1995)『イエ社会と個人主義』日本経済新聞社.
- 服藤早苗(1991)『家成立史の研究』校倉書房.
- 古瀬奈津子(2011)『撰関政治 シリーズ日本古代史⑥』岩波新書, 岩波書店.
- 細川涼一(2004)「女性・家族・生活」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座4 中世社会の構造』東京大学出版会：197-222.
- 水谷千秋(2006)『謎の豪族 蘇我氏』文春新書, 文藝春秋.
- 水野浩一(1981)『タイ農村の社会組織』東南アジア研究叢書, 創文社.
- 宮川満(1973)「二章 近代以前の家族 一節 日本 二 中世」青山道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治郎編『講座家族 1. 家族の歴史』弘文堂：46-75.
- 宮川満・宮下美智子(1993)「婚姻制度と家」福田アジオ・塚本学編『日本歴史民俗論集3 家・親族の生活文化』吉川弘文館：205-216 [初出『歴史公論』第50号(1980年)].
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎(1979)『文明としてのイエ社会』中央公論社.
- 元木泰雄(2011)『河内源氏』中公新書, 中央公論新社.
- 吉田孝(1983)『律令国家と古代の社会』岩波書店.
- 吉村武彦(2010)『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』岩波新書, 岩波書店.
- Goldschmidt, Walter and Evelyn J. Kunkel (1971) "The structure of the peasant family," *American Anthropologist*, 73: 1058-1076.
- Maejima, Ikuo and Yoshio Tagami (1983) "Climate of Little Ice Age in Japan," *Geogr. Rep. Tokyo Metropol. Univ.*, 18: 91-111.

